特定建設作業に関して規定する区域（騒音）

|  |  |
| --- | --- |
| 第1号区域 | 1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域 2. 第4種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80ｍの区域内 |
| 第2号区域 | 第4種区域 |

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 騒音の  大きさ | 作業  時間帯 | 1日の作業時間 | | | 作業期間 | 日曜休日の作業 |
| 第1号  区域 | 特定建設作業の場所の敷地境界線で８５ｄB以下 | 午後7時から午前7時は作業不可 | 1日10時間以内 | 10時間未満で4時間※以上に勧告・命令可 | ＊作業開始日に終了する場合、災害時や人命等の危険防止の場合は除く | 連続して6日以内（＊） | 作業不可（＊に加え、公共的な工事は除く） |
| 第2号  区域 | 午後10時から午前6時は作業不可 | 1日14時間以内 | 14時間未満で4時間※以上に勧告・命令可 |

※さく岩機を使用する作業で、コンクリート圧砕機、静的破砕剤等の低騒音工法を併用する場合は、当分の間、「４時間」は「６時間」と解されている。